新型コロナウイルス感染症と診断されたかたと濃厚接触した可能性のあるかたへ

新規感染者の増加に伴い、保健所の業務がひっ迫しています。下記の点をご確認いただき、適切な対応にご理解とご協力をお願いします。詳細は、区HP(右コード)をご覧ください。

問感染症対策課(☎5722－9896、FAX5722－9890)

新型コロナウイルス感染症と診断されたかたへ

通常は、医療機関から届け出があった日から翌日までに保健所から連絡をしていますが、遅れた場合は外出をせず、自宅での待機をお願いします。

※電話番号を宛先にして携帯電話へメッセージを送るSMS(ショートメッセージサービス)で連絡する場合もあります

▲自宅療養者向けハンドブックもご活用ください。区HP(右上コード)から閲覧可

重症化(呼吸苦や激しい倦怠感)が疑われる場合の連絡先

- 緊急の場合は119番へ
- 感染症対策課 ☎5722－9896、FAX5722－9890
- 東京都発熱相談センター ☎5320－4592(無休。24時間)。電話での相談が難しい場合はFAX5388－1396

同居家族以外で新型コロナウイルス感染症の患者と接触したかたへ

患者の感染可能期間内(発症日の2日前から診断後に隔離などをされるまでの期間)に接触したかたのうち、①～④のいずれかに該当するかたは濃厚接触者とされています。

①手で触れることのできる距離(1m程度)で、必要な感染予防策(マスクなど)がなく、15分以上接触があった
②患者と同居、または長時間の接触(車内、航空機など)があった
③適切な感染防護なしに患者を診察、看護または介護した
④患者の気道分泌液または体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い

現在は患者と同居しているかたのみ連絡をしています。その他の場合で、該当する可能性があるかたは次の対応をお願いします。詳細は区HP(上コード)をご覧ください。

濃厚接触者に該当するかたは、患者と接触のあった日の翌日から14日間の行動自粛と健康観察をお願いします。

情報公開・個人情報保護制度の運用状況(２年度)

問情報公開・個人情報保護制度は行政情報マネジメント課(☎5722－9622、FAX5722－8674)、 区議会情報公開制度は区議会事務局庶務係(☎5722－9413、FAX5722－9335)

情報公開制度

公正で開かれた区政を推進し、区政への区民参加を促進するために実施しています。

情報開示請求・決定状況

開示請求件数・決定状況は表１、請求人の区分は表２のとおりです。開示請求による開示以外にも、情報の公表や提供を年間361件、会議の公開を延べ20回行いました。

区議会でも、独自に情報公開制度を設けています。２年度の開示請求は17件でした。

表１　情報開示請求の決定状況

決定状況(件数)					
全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
51	69	0	4	1	125

表２　情報公開請求の請求人区分

請求人区分(件数)				
区内在住者	区内在勤者	区内在学者	区内事業者	理由明記者
26	0	0	14	85

情報公開・個人情報保護制度(コード①)と区議会情報公開制度(コード②)の運用状況の詳細は、区HPでご覧になれます。 ① ②

個人情報保護制度

区は、個人情報を扱う業務は、あらかじめ登録することとしています。収集目的・項目を記載した登録簿は、総合庁舎本館１階区政情報コーナーでご覧になれます。なお、区のシステムに登録されている個人情報として、住民記録に関する情報や住民税に関する情報などがあります。

自己情報の開示請求・決定状況

住民票の写しなど、66件の開示請求がありました。開示決定状況は表３のとおりです。そのほか、審査請求の答申が1件ありました。

個人情報の収集・利用目的の制限

個人情報を収集した目的以外に利用することなどは、①本人が同意している②法令に定めがある③生命の保護などのために緊急かつやむを得ない④情報公開･個人情報保護審議会の承認がある場合を除き禁止されています。

個人情報を利用・提供した件数は表４のとおりです。

また個人情報の外部処理委託などについて、情報公開・個人情報保護審議会に計６回、22件について諮問しました。

表３　自己情報開示請求の決定状況

決定状況(件数)					
全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計
29	22	0	14	1	66

表４　個人情報保護制度の運用状況

項目	件数	内容				
		本人同意	法令	緊急	審議会承認	審議会一括承認
外部委託	8				8	
外部委託・外部結合	7				7	
外部結合	8				7	1
外部提供	63	9	1			53
目的外利用	22	2				20

教えて！ゴミラス

Q 油が入っていたペットボトルを資源の日に出すときは、きれいに洗わないといけませんか？

A 油や汚れがついているペットボトルはリサイクルできないから、燃やすごみに出してね

油や汚れを洗うとたくさんの水や洗剤を使うことになるから、かえって環境に負荷をかけちゃうんだ。しょうゆや酒類などは、簡単にすすいで資源の日に出してね。ペットボトル本体とキャップやラベルは同じプラスチックでも素材が違うので、外してから分別して出してね。

問清掃リサイクル課計画普及係
(☎5722－9883、FAX5722－9573)

ごみに関するちょっとした疑問や質問をお寄せください

ハガキ・Eメールに、聞きたいこと、氏名(ニックネーム可)・年代を書いて、広報課区報係(〒153－8573目黒区役所〈住所不要〉、✉kohobosyu@city.meguro.tokyo.jp)へ。お寄せいただいた質問などから、ゴミラスが選んで回答します。

元気あっぷシニアの部活 高

問介護保険課介護予防係
(☎5722－9608、FAX5722－9716)

無理なく続けられる運動や、健康づくりのポイントなどを知り、仲間と一緒に楽しく自主的に活動することを目指します。まずは、体験・説明会にお申し込みください。

内介護予防・フレイル(虚弱)予防の運動・知識、グループで自主的に活動を続ける方法

対区内在住の60歳以上で、医師から運動を止められていないかた(要介護1～5の認定のかたを除く)

	体験・説明会日時	会場・定員	コース日時(全16回)
❶	9／7(火) 14：00～15：30	鷹番住区センター(鷹番3－17－20)・15人(先着)	9／21～4年1／25(11／23、12／28、1／4を除く)の毎週火曜日 14：00～16：00
❷	9／13(月) 13：30～15：00	中根住区センター(大岡山1－37－2)・15人(先着)	9／27～4年2／7(10／11、12／27、1／3・10を除く)の毎週月曜日 13：30～15：30

体験・説明会の申し込み方法

電話で、下記❶または❷の申込先へ

❶奉優会
☎3760－1610(月～土曜日9：00～17：00。祝・休日を除く)

❷東京都柔道整復師会目黒支部
☎3710－7256(月～金曜日8：30～20：00〈12：30～15：30を除く〉、土曜日8：30～13：00。いずれも祝・休日を除く)

マイ容器を使えば100円引き マイ容器利用キャンペーン

期間 9／1～12／31
(予算が上限に達した時点で終了)

環境への意識が高まり、マイバック、マイボトルを使う人が増えてきました。しかし、コロナ禍で持ち帰りが増えたため、テイクアウト用のプラスチック容器のごみが増えてきています。

区はプラスチック容器のごみを減らすため、マイ容器を使った割引キャンペーンを始めます。お得なこの期間に、エコでスマートな生活を始めませんか。

問清掃リサイクル課計画普及係(☎5722－9883、FAX5722－9573)

利用方法

❶ マイ容器を準備

マイ容器の注意点

次のすべてを満たす容器を持参してください。

- 清潔でふたが閉まる
- 繰り返し洗って使える素材でできている

❷ キャンペーン参加店でマイ容器を渡し、総菜などの対象商品を購入

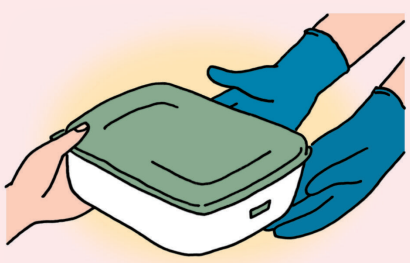

❸ 200円以上の買い物で100円引き

キャンペーン参加店

ステッカー(左写真)掲示の店舗。詳細は区HP(左コード)をご覧ください。

参加店を募集中
参加方法など詳細は、お問い合わせください

Plastics Smart

▲区は、環境省が推進するプラスチック・スマートキャンペーンに参加しています

語ろう人権　家庭で地域で

心の輪

災害時に必要な多様性への配慮

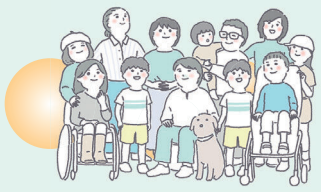

問人権政策課(☎5722－9214、FAX5722－9469)

忘れないで、多様性への配慮

「地震です。避難してください」と、緊急に呼び掛けなければならないとしたら、日本語を母語としない人や、聴覚障害がある人に、きちんと伝わるでしょうか。

災害発生時は、多様性への配慮が後回しにされがちです。地域には、障害者、高齢者、子ども、外国人、LGBT(性的少数者)、療養中のかたなど、さまざまな人々が共に暮らしています。

多言語での呼び掛けや文字表記がないために外国人や聴覚障害者が緊急性を理解できなかったり、段差で車椅子が通れなかったり、授乳環境や性別に関わりなく利用できるトイレがなかったりするなど、当事者にしか分からない生活上の不便はさまざまです。日常でも問題ですが、特に災害時は選択肢に余裕がなく、喫緊の課題です。

多くの人が適切に避難するには

東日本大震災以降、多くの人が生活する避難所で、こうした課題が浮き彫りとなりました。区は、避難所の運営ルール作りに、女性、子育て世代、若年層など幅広い人材の参画が重要だと考えています。地域避難所運営の担い手は、地域を構成する皆さんです。災害情報の提供や物資配給などの各担当者は、男女両方から選ぶ、女性が安心して着替えや授乳ができるパーテーションを配備するなど、避難所生活環境の向上を皆さんとともに図っていきます。

皆さんも、非常時に慌てないため、日頃から自分とは違う要素を持つ多様な人々と交流しませんか。避難場所などの情報を共有するためのひと工夫が、地域社会全体の災害対策の強化につながります。

例えば、店内や事務所に多言語で非常口などの災害情報を貼り、「だれでもトイレ」や「女性専用」の看板を掲げましょう。少しでも多様性への配慮がされていると、多様な人々が存在しているという認識と安心感が生まれます。

自分たちの地域を自分たちで守る

いざというときに、誰一人取り残さず、被災者全員を守り抜くには、自分たちの地域を自分たちで守るという意識が大切です。

どこかに取り残されている人がいるかもしれないという気持ちで、災害時はもちろん、どんなときでも、いろいろな人の安心につながる、顔の見える防災の輪を、地域社会全体で育んでいきましょう。

会食サービスの利用者を募集します

高 10月～4年3月

問高齢福祉課いきがい支援係(☎5722－9837、FAX5722－9474)

地域のかたと一緒に、栄養バランスのとれた食事を取り、食生活の改善を図るサービスです。栄養士による栄養相談も行います。感染状況によっては中止する場合があります。

対区内在住で次のいずれかに該当するかた
- 65歳以上で一人暮らし
- 世帯全員が65歳以上
- 日中、65歳以上のみになる

¥1食400円

会場	日時(祝・休日を除く)	定員(抽選)
高齢者センター(目黒1－25－26　田道ふれあい館内)	毎週月曜日または木曜日 12：00～13：00	各15人
特別養護老人ホームさんホーム目黒(目黒3－20－8)	毎週火曜日 12：00～13：00	15人
特別養護老人ホーム東山(東山3－24－6)	毎週木曜日 12：00～13：00	10人
特別養護老人ホーム東が丘(東が丘1－6－4)	毎週金曜日 12：00～13：00	10人
奈古味(目黒本町5－33－1)	毎週水曜日 17：30～18：30	14人

申9／6までに、総合庁舎本館2階高齢福祉課、または地域包括支援センター(下表)の窓口へ

地域包括支援センター

北部	(大橋1－5－1　クロスエアタワー9階、☎5428－6891、FAX3496－5215)
東部	(総合庁舎本館1階、☎5724－8030、FAX3715－1076)
中央	(中央町2－9－13　食販ビル内、☎5724－8066、FAX5722－9803)
南部	(碑文谷1－18－14　碑小学校内南西側、☎5724－8033、FAX3719－2031)
西部	(柿の木坂1－28－10、☎5701－7244、FAX3723－3432)

時月～土曜日8：30～19：00。土曜日は17：00まで。祝・休日を除く

日常生活自立支援事業をご利用ください

問権利擁護センター「めぐろ」(☎5768－3964、FAX5768－3965)

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でないかたが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをするサービスです。

こんな悩みのあるかたを支援します

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きが分からない
- 銀行でお金を下ろすのが難しくなった
- 通帳をどこにしまったか忘れてしまう

対認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でないかた。ただし、契約締結能力があるかた

サービス		内容	利用料
基本	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用・解約、利用料の支払いに関する手続き、行政に関する手続きや書類整理の手伝い	基本料金 1回(60分) 1,500円 ※延長料金あり
オプション	日常的な金銭管理	日常生活に必要な預金の払い戻し、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続きの同行・代行	
	書類などの預かり	通帳・年金証書・権利証などを金融機関の貸金庫で保管	1カ月1,000円

※オプションサービスのみは利用できません
※契約までに専門員が訪問し、利用意思や生活状況を確認します

シルバーパスの更新時期です

高

問東京バス協会(☎5308－6950)

東京バス協会は、70歳以上のかたを対象に、都営交通と都内の民営バスに乗車できるシルバーパスを発行しています。

現在お持ちのシルバーパスの有効期限は9／30です。引き続き利用する場合は、更新手続きをしてください。7月までに購入したかたには、更新手続きの案内を送付しています。案内が届かない場合や、新規購入を希望するかたは、お問い合わせください。

ご注意ください

感染症対策のため、臨時更新会場は設置しません

手続きは、原則郵送のみとなります。
詳細は、お送りした更新手続きの案内をご覧ください。